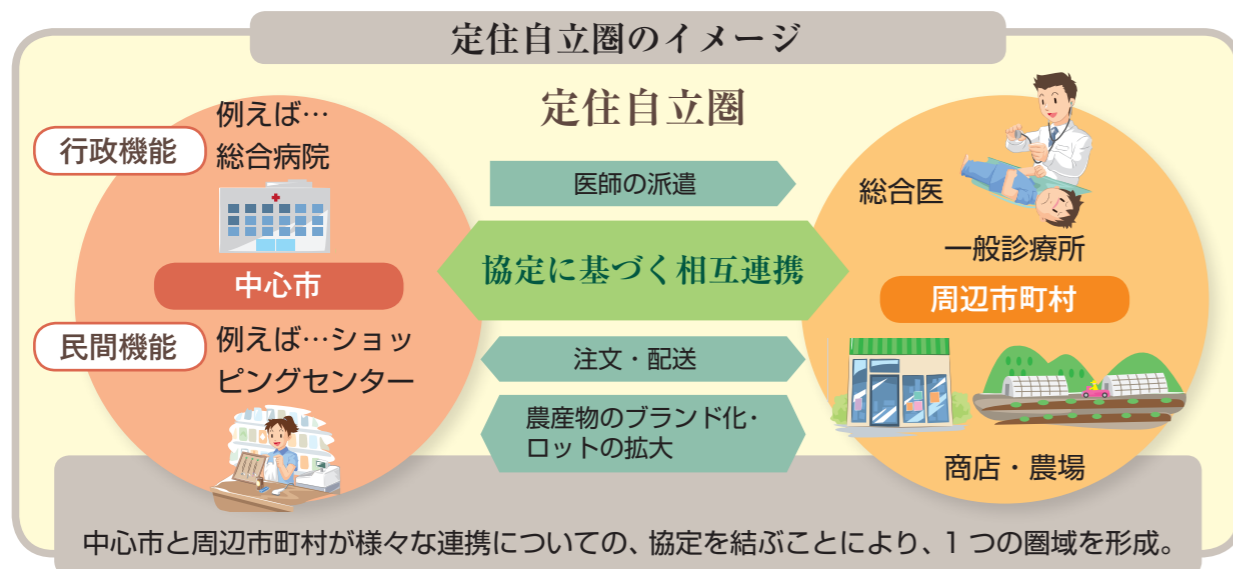


定住自立圏構想

「定住自立圏構想」とは、地方圏への人の流れをつくり出すため、中心市と周辺の市町村で都市機能や自然・歴史・文化など、それぞれの魅力を活用して相互に役割を分担し、連携・協力しながら、安心して暮らせる地域、魅力あふれる地域の形成を目指すものです。



魅力あふれる圏域の形成に向けて…

● 中心市宣言

本市は、平成23年7月1日に定住自立圏構想における中心市となることを宣言しました。

中心市宣言書（抜粋）

本市は、中讃地域の中核的役割を担う都市として、これまでに培われた自治体間の協力関係を尊重しつつ、定住自立圏構想における中心市となり、魅力あふれる圏域の形成に向け努力することを決意します。そして、恵まれた地理的、社会的条件や本市に集積する都市機能、周辺市町の有する多様な個性を最大限に活かしながら、圏域における「定住」を強く推進し、地域住民の幸せの追求と圏域全体の発展に尽くすことを、ここに宣言します。

● 定住自立圏形成協定

平成24年4月19日に丸亀市・善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町の2市3町の枠組みで協定を締結しました。



自然と歴史が
調和し
人が輝く
田園文化都市



私たちのまちづくり

丸亀市自治基本条例
丸亀市総合計画 後期基本計画

概要版



丸亀市

自治基本条例



(自治基本条例 前文)

丸亀市は、讃岐平野の中央に位置し、飯野山、土器川とその周りに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、穏やかな瀬戸内海には島々が点在しております。温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城を始めとする歴史遺産や伝統、文化を育んできました。

私たち丸亀市民は、ふるさとに深い愛着を抱いており、先人たちが守り続けてきた、豊かな自然や育まれた産業、培われてきた歴史や伝統、文化を受け継ぎ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、これからの地方分権時代における多様で個性豊かな地域社会を形成していくために、主権者である市民一人ひとりが主体となって、役割を分担し、自らの責任を果たし、協力しなければなりません。私たちは、お互いに個人とし

て尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動することを自治の基本理念として定め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

ここに私たちは、地方自治の本旨に基づき、丸亀市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。



丸亀市のまちづくりの基本的な考え方を定めた条例

自治基本条例は、市民の権利と責務、議会や行政の責務などを明確にし、市政運営の基本的事項を定めることで、自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的としています。

自治の基本理念

- お互いに個人として尊重されること
- 自らの意思と責任に基づいて主体的に行動すること

自治基本条例の基本原則

- 人権の尊重
- 情報の共有
- 市政に参画^{*}する機会の保障
- 協働^{*}のまちづくり
- 自主的な自治活動の尊重

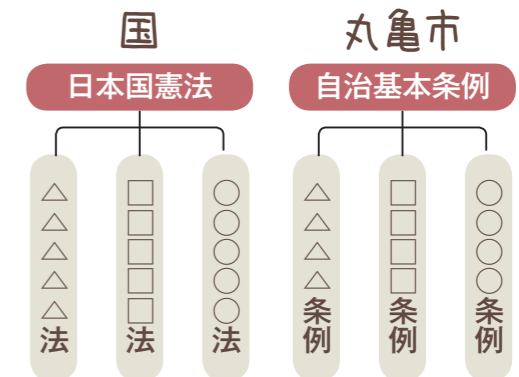
^{*} 参画：市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的にかかわることです。
^{*} 協働：市民と市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、お互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力しあうことです。

丸亀市の憲法にあたる条例

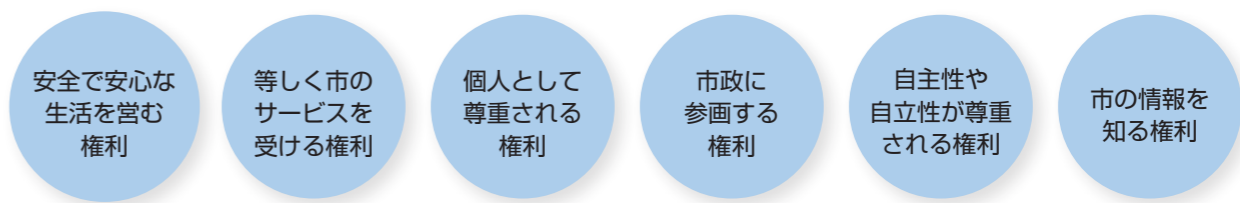
自治基本条例は、自治体運営を支える最も基本的な理念や原則を定め、市政はこの条例に基づいて運営されています。

また、他の条例や規則などはこの条例の考え方を最大限に尊重することを定めており、自治基本条例を頂点として条例や規則が体系化されることになります。

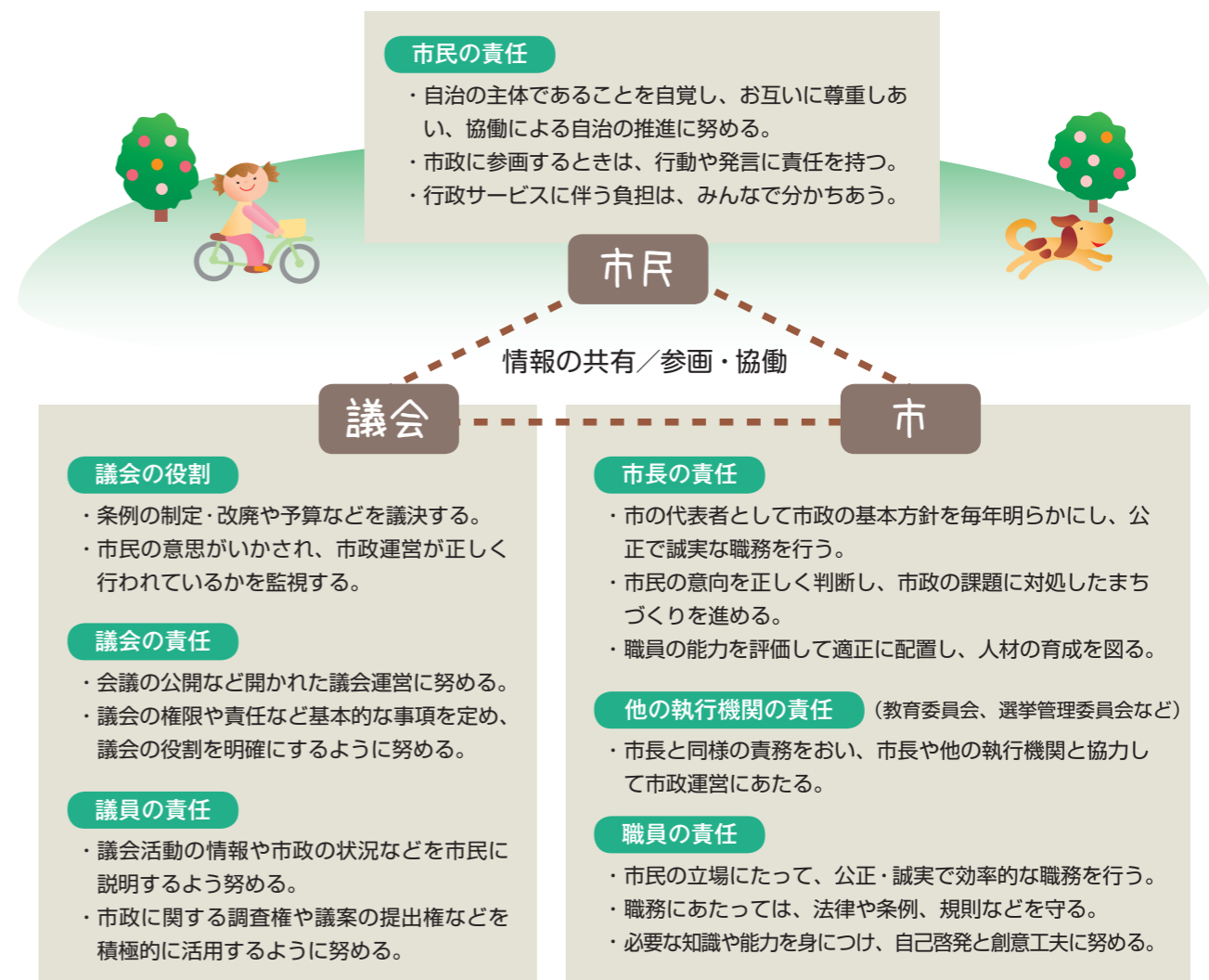
よって、国でいう最高法規である憲法と同じ位置づけにあたるといえます。



市民の権利を保障



市民、議会、市の役割と責任を明記



市民の責任

- ・自治の主体であることを自覚し、お互いに尊重しあい、協働による自治の推進に努める。
- ・市政に参画するときは、行動や発言に責任を持つ。
- ・行政サービスに伴う負担は、みんなで分かちあう。

議会の役割

- ・条例の制定・改廃や予算などを議決する。
- ・市民の意思がいかされ、市政運営が正しく行われているかを監視する。

議会の責任

- ・会議の公開など開かれた議会運営に努める。
- ・議会の権限や責任など基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするように努める。

議員の責任

- ・議会活動の情報や市政の状況などを市民に説明するよう努める。
- ・市政に関する調査権や議案の提出権などを積極的に活用するよう努める。

市長の責任

- ・市の代表者として市政の基本方針を毎年明らかにし、公正で誠実な職務を行う。
- ・市民の意向を正しく判断し、市政の課題に対処したまちづくりを進める。
- ・職員的能力を評価して適正に配置し、人材の育成を図る。

他の執行機関の責任 (教育委員会、選挙管理委員会など)

- ・市長と同様の責務をおり、市長や他の執行機関と協力して市政運営にあたる。

職員の責任

- ・市民の立場にたって、公正・誠実で効率的な職務を行う。
- ・職務にあたっては、法律や条例、規則などを守る。
- ・必要な知識や能力を身につけ、自己啓発と創意工夫に努める。

総合計画



■基本構想

計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

基本構想

- 丸亀市における10年後の将来像や政策の柱のほか、これらを達成するための方針などを示すものです。

計画期間▶10年／平成19年度（2007年度）～平成28年度（2016年度）

基本計画

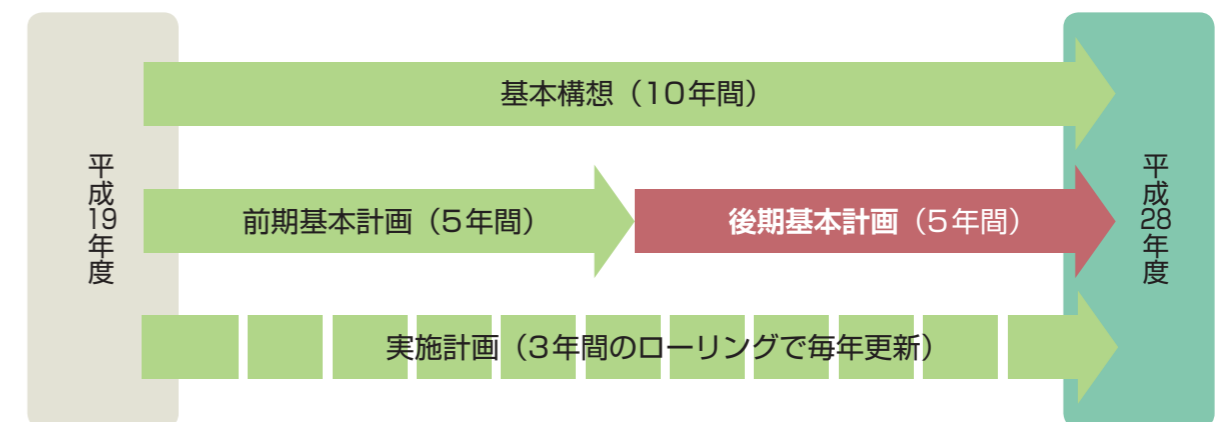
- 基本構想を実現するための具体的な取組（施策）や、その達成度を測るための指標（成果指標）などを定めるものです。

計画期間▶5年／前期 平成19年度（2007年度）～平成23年度（2011年度）
後期 平成24年度（2012年度）～平成28年度（2016年度）

実施計画

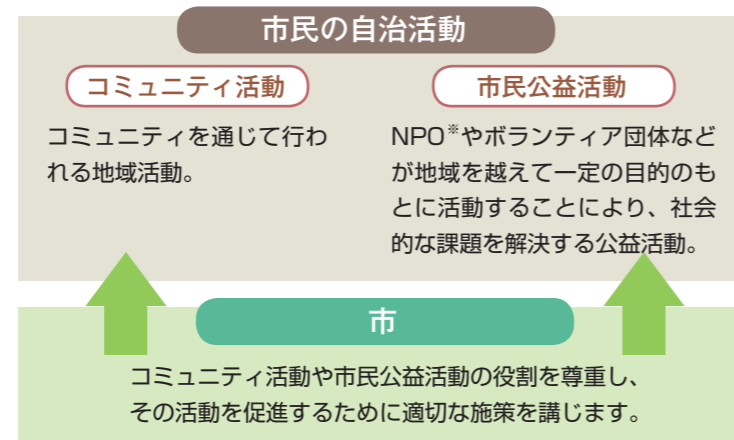
- 基本計画で定めた施策を進めるための指針となるもので、具体的な事業内容などを示すものです。

計画期間▶3年／毎年度見直し



コミュニティ活動と市民公益活動の支援

丸亀市では、おおむね小学校区を単位としてコミュニティが組織されており、地域の特色を活かしたまちづくりが行われています。また、社会的な課題の解決や様々なニーズに対応したサービスの提供などを行う市民活動は、コミュニティ活動とともに、今後もまちづくりの重要な担い手となっていくことが期待されます。



協働によるまちづくりの推進

市民と市は、対等な立場で、お互いに理解を深め、信頼関係のもとに協働してまちづくりを進めます。そして、市は、市民のみなさんの自発的な活動を支援します。

市民との情報の共有

●情報の公開と共有

市は、公正で透明性の高い開かれた市政運営を行うために、市政に関する情報を積極的に公開し、市民との情報の共有に努めます。

●個人情報の保護

市は、市民の基本的な人権を守るため、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己の個人情報の開示や訂正などを請求する市民の権利に対して適切に対応します。

市民参画の推進

●市民参画の機会の保障

市は、市民のまちづくりへの参画を進めるために、様々な制度や施策によって、広く市政への参画の機会を保障します。

●市民意見の聴取

市は、市民が政策の形成と実施過程に参画することを保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定や条例の制定などについては、市民の意見を求めます。

●審議会*などへの公募委員の参加

市は、審議会などの委員を選任する場合には、原則として市民からの公募による委員の参加を求めます。

●審議会などの会議や議事録の公開

審議会などの会議や議事録については原則として公開します。

●住民投票

市政に関する重要事項について、市民の意見を直接問う必要があるときは、市長は、住民投票を実施することができます。住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めます。

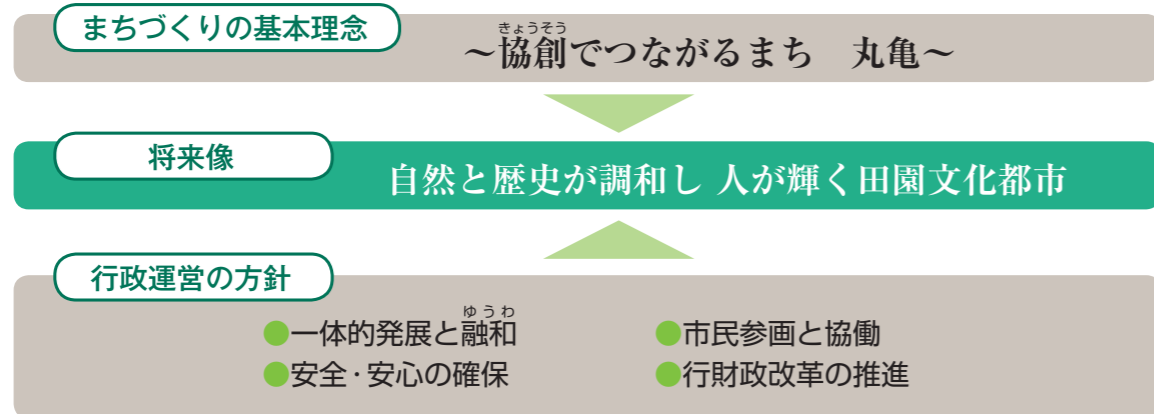
* NPO：非営利組織。ボランティア活動など営利を目的としない各種の公益活動や市民活動を行う組織・団体のことです。

* 審議会：市長や教育委員会の諮問に応じて、市政に関し専門的で中立的な観点から審議や調査をおこなう機関のことです。

* まちづくり計画：地域住民が主体となり、地域の特色を生かしたまちづくりを進めるために、各地区コミュニティが策定する計画のことです。

将来像、基本理念、行政運営の方針

総合計画では、めざす将来像を「自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市」とし、すべてのものが、協力してまちを創（つく）り上げる「協創（きょうそう）」をキーワードに、～協創でつながるまち 丸亀～をまちづくりの基本理念としています。また、将来像の実現に向けて4つの行政運営の方針を定めています。



協創ってなに？

● 人と人の協創

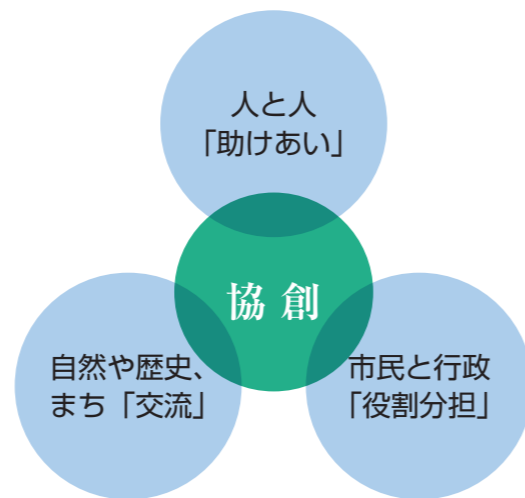
地域に住む一人ひとりが、お互いに協力し、助け合う

● 自然や歴史、まちの協創

自然や歴史文化などの地域資源を生かしながら、人や地域の活発な交流を図る

● 市民と行政の協創

市民、地域コミュニティ、NPOなどと行政が、お互いの役割と責任を自覚し、力を合わせる



政策の柱

将来像の実現に向けた取組を体系的に進めるため、基本構想において5つの「政策の柱」を掲げています。

I 身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る

II 日常生活が営みやすくにぎわいと活力のあるまちを創る

III 誰もが健康で安心して暮らせるまちを創る

IV 心豊かな人が育ち誰もが生きがいを感じるまちを創る

V 自治・自立のまちを創る

■ 基本計画

重点推進プロジェクト ～扇の勾配作戦～

本格的な人口減少時代を迎えようとするなか、平成22年の国勢調査では、香川県の人口が30年ぶりに100万人を下回る結果となりました。

一方、丸亀市においても、将来人口の推計では、少子化の進行や地方から都会への人口流出などを背景に、今のままでは、現在の人口規模を維持していくことが困難な状況となっています。人口は、まちの活力に大きく影響しますので、いろいろな方向から定住促進につながる施策を進めていく必要があります。

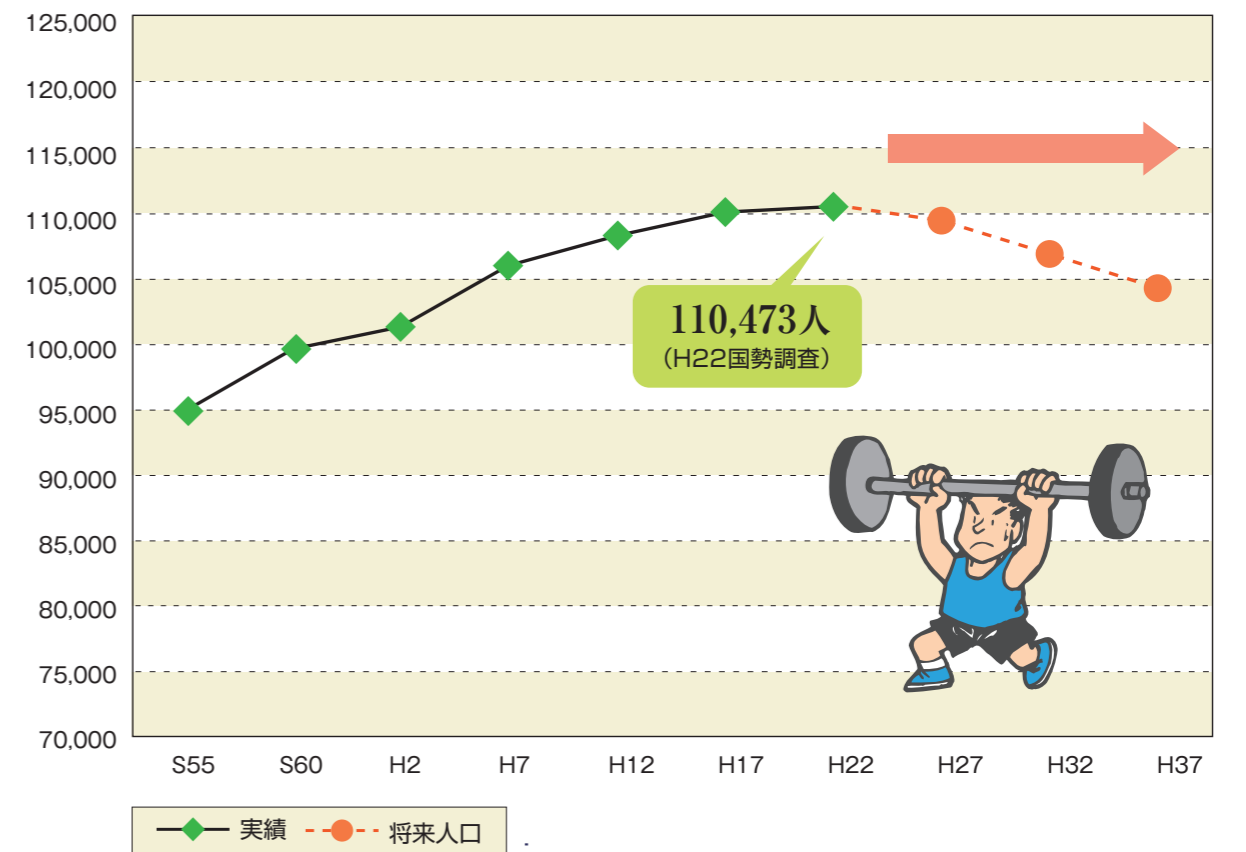
そこで、総合計画後期基本計画では、現在の人口を可能な限り「維持」することを目標に、計画期間内の人口指標を次のとおり設定しました。

● 人口指標（国勢調査結果による）

基準値（平成22年10月）	維持	目標値（平成27年10月）
110,473人		11万人以上

丸亀市の人口は、平成22年の国勢調査において11万473人と、前回の調査と比べわずかに増加しており、全国的にも地方圏では数少ない人口増加の見られる自治体の一つに数えられています。

しかし、下のグラフに示されるとおり、今のままでは、近い将来人口減少に転じることが予測されており、今の人口を維持するためには、今後、丸亀市がより多くの人から、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」として選ばれるように、いろいろな方向から住みよい環境を整えていく必要があります。



人口指標の目標を達成するために、『扇の勾配作戦』と題して「3つの重点課題」を掲げ、ここに位置づけた取組については、今後5年間に於いて優先的・重点的に進めることとしています。

重点課題1 安心して暮らせる 安全安心都市づくり

—丸亀城の石垣のように 固く揺るぎなく—

より多くの人々が、「安全で安心な丸亀に住みたい」と思うように、安心な暮らしにつながる様々な対策に取り組む、市民・地域・市役所が一体となって、丸亀城の石垣のように固く揺るぎのない「安全安心都市」づくりを進めます。

重点課題2 健やかに子どもが育つ 元気都市づくり

—丸亀城の石垣のように 力強く裾野を広く—

より多くの人々が、「子どもたちが元気な丸亀に住みたい」と思うように、教育や育児・保育の環境をさらに充実し、次代を担う子どもたちの世代の繁栄に努め、丸亀城の石垣のように力強く裾野の広がる「元気都市」づくりを進めます。

重点課題3 産業が栄え賑わう 拠点都市づくり

—丸亀城の石垣のように 美しく誇り高く—

より多くの人々が、「人が集まり活力のある丸亀に住みたい」と思うように、産業・観光の振興と雇用の促進を図り、そして、近隣市町と連携のもと、都市機能の充実や様々な地域活動・交流の中心的役割を担って、丸亀城の石垣のように美しく誇り高い「拠点都市」づくりを進めます。



分野別計画

政策の柱Ⅰ 身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る

政策目標Ⅰ-1 地球の未来を思い、多様な自然を尊重するまち

資源を有効に活用し、環境への負荷の少ない社会づくりを進めるとともに、誰もが豊かな自然と身近にふれあえるよう守り育てていくことで、潤いや安らぎのある生活を営める自然と共生したまちづくりを進めます。

重点推進プロジェクト

- 東汐入川緑道公園の整備
- 公園の安全性確保



緑のまちづくり

政策目標Ⅰ-2 まちの歴史・文化を学び、未来に伝えるまち

地域に息づく歴史や文化を守り、次代に継承していくとともに、それらの価値を理解し、多方面に活用していくことで、市民のまちへの誇りや愛着を育むまちづくりを進めます。

重点推進プロジェクト

- 丸亀城の整備と活用
- 金毘羅街道の整備と活用
- 芸術鑑賞教室の開催
- まるがめ文化芸術祭の開催



丸亀城天守と桜

政策の柱Ⅱ 日常生活が営みやすくにぎわいと活力のあるまちを創る

政策目標Ⅱ-1 日常生活が便利で快適なまち

インフラの整備や美しい景観の形成など快適な住環境を整えていくとともに、公共交通の充実など日常生活の利便性を向上させていくことで、人々が住み続けたいと思う住み良いまちづくりを進めます。

重点推進プロジェクト

- 西土器南北線
(労災病院西側隣接市道)の整備
- 中津土器線(さめき浜街道)の4車線化
- 道路の安全性確保
- 上水道施設の耐震化
- 下水道施設の耐震化

政策目標Ⅱ-2 活力とにぎわいに満ちたまち

各種産業の基盤を確保し、ブランド戦略、観光開発など連携しながら振興を図ることで、地域経済の活性化と雇用の確保につなげ、人々がいきいきと働き、集い、交流するにぎわいのあるまちづくりを進めます。

重点推進プロジェクト

- 地産地消と地産外消の推進
- 研修・相談機会の拡充
- 各種融資制度の利用促進
- うちわの常設展示館・物産館（仮称）の整備
- 情報交換・技術交流機会の提供
- 団体旅行・大規模大会などの招致
- 広域的な観光開発
- 瀬戸内国際芸術祭と連携した塩飽諸島のPR
- 優遇制度の創設
- 昭和町旧貯木場公有水面の埋立
- 臨海工業地域専用岸壁の機能保全



代表的地場産業「丸亀うちわ」は全国シェアの90%を占める



骨付鶏マスコットキャラクター「とり奉行 骨付じゅうじゅう」



県下一の生産量を誇る「飯南の桃」

政策の柱Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちを創る

政策目標Ⅲ-1 災害や犯罪から人や地域をまもるまち

施設の耐震化などによる都市基盤の整備や消防・救急、危機管理体制の強化により、まちの防災性を高めるとともに、地域ぐるみで交通安全や防犯対策に取り組むことで、安全に暮らせるまちづくりを進めます。

重点推進プロジェクト

- 小中学校・幼稚園・保育所の耐震化
- コミュニティセンターの耐震化
- 大手町地区周辺公共施設の再編計画
- 民間住宅の耐震診断・耐震改修への支援
- 青木港・手島港・小手島漁港の整備
- 大束川の改修促進
- 排水路・ポンプ場・水門などの整備
- 自主防災訓練の推進
- 業務継続計画の策定
- 災害対処訓練の継続的实施
- 災害時における広域的連携の強化
- 消防救急無線のデジタル化
- 通信指令システムの広域的運用
- 耐震性防火水槽・消火栓の整備
- 救急救命士の確保
- 応急手当普及講習の実施
- 交通安全教室・キャンペーンの実施
- 地域安全活動の促進
- 消費生活サポーター制度の活用
- 防犯灯の設置



小学校校舎の耐震化



はしご車による訓練



交通安全教室

政策目標Ⅲ-2 住み慣れた地域で健やかに暮らせるまち

子どもからお年寄りまで、あらゆる人々の生活を支援する地域での福祉・保健・医療を充実させていくことで、みんなが支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを進めます。

重点推進プロジェクト

- 妊婦・乳幼児健康診査の実施と受診啓発
- 予防接種の実施と普及啓発
- 乳児を持つ家庭への全戸訪問
- 育児相談の実施
- 食育講座の開催



子育て支援

政策の柱Ⅳ 心豊かな人が育ち誰もが生きがいを感じるまちを創る

政策目標Ⅳ-1 互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち

誰もがいきいきと暮らしていける社会の根本となる人権の尊重と男女の共同参画をあらゆる分野で進めていくことで、市民一人ひとりの個性と能力が活かされるまちづくりを進めます。

政策目標Ⅳ-2 元気で心豊かな子どもたちが育つまち

子どもを安心して育てられるよう子育て支援策を充実させていくとともに、家庭・地域・学校のそれぞれが連携しながら、子どもの心豊かな成長を促す環境づくりを進めていくことで、未来を担う子どもたちが立派に育っていくまちづくりを進めます。

重点推進プロジェクト

- 延長・乳児・一時預かり・休日保育の実施
- ファミリー・サポート・センター事業の実施
- 発達障がい児などの相談支援の実施
- 病児病後児保育・障がい児保育の実施
- 青い鳥教室・放課後子ども教室の実施
- 学校と地域の交流促進
- 地域での健全育成活動・パトロールなどの実施
- 保育所施設の増改築
- 地域子育て支援拠点事業の実施
- 乳幼児・こども医療給付の充実
- 小中学校の連携強化
- 校舎・園舎・体育館などの増改築
- 学校給食での地産地消と食育の推進



(新) 平山保育所



連携型の小中一貫教育

政策目標Ⅳ-3 市民が生きがいをもって暮らせるまち

市民それぞれの興味に応じて、生きがいや楽しみとなる生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進していくとともに、それらをまちの問題解決や賑わいづくりに還元していくことで、明るく活力のあるまちづくりを進めます。

重点推進プロジェクト

- 子ども読書活動の推進
- 丸亀市民球場（仮称）の建設とその周辺整備
- 丸亀市総合運動公園の整備
- 香川丸亀国際ハーフマラソン大会の開催



丸亀市民球場（仮称）完成予定図

政策の柱Ⅴ 自治・自立のまちを創る

政策目標Ⅴ-1 市民がつくるまち

市政に関する情報を広く発信し、市民の市政参画の機会を保障していくとともに、協働やコミュニティ活動の活発化を促すことで、市民自治によるまちづくりを進めます。

重点推進プロジェクト

- 地域コミュニティの活動支援
- 広域連携による生活機能の強化
- 圏域内の結びつきやネットワークの強化
- 圏域マネジメント能力の強化

政策目標Ⅴ-2 市民とともに改革するまち

より良い行政サービスを提供していくとともに、持続可能な行政システムを構築していくために、行財政改革による行政運営の効率化と最適化を進めていくことで、多様化・複雑化する市民ニーズに対応できる市民満足度の高いまちづくりを進めます。



第62回丸亀お城まつり「うちわを手に応援メッセージ」
(お城まつり実行委員会提供)

● 主な成果指標

※【 】内の数字は年度を表す。

柱	達成度を測るための指標	基準値【H22】	目標値【H28】
Ⅰ.身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る	ふれあい環境探検隊の参加者数(人)	100	160
	河川のBOD環境基準達成率(%)	37.5	100
	環境騒音の環境基準達成率 ①一般地域 ②道路に面する地域(%)	①100 ②60	①100 ②100
	住宅用太陽光発電システム設置補助件数(件)	413	1,250
	公用自転車の活用によるガソリン削減量(リットル)	—	3,300
	1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)	865	815【H27】
	資源ごみ収集率(%)	21.5	22.0【H27】
	リサイクル率(%)	17.5	20.0【H27】
	緑化推進事業の開催回数(回)	8	15
	公園ボランティア団体数(団体)	13	20
	市民1人あたりの公園面積(m ²)	36.2	37.4
	資料館の入館者数(人)	22,775	25,000
	笠島まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数(人)	5,455	6,500
	市指定文化財の修理件数(件)	—	5
	猪熊弦一郎現代美術館の入館者数(人)	98,626	100,000
	芸術鑑賞教室の実施回数(回)	9	12
Ⅱ.日常生活が営みやすくにぎわいと活力のあるまちを創る	中心市街地(都市計画マスタープランで定めた区域)の人口(人)	14,149	14,200
	地籍調査の進捗率(%)	42.2	50.0
	コミュニティバスの乗車人数(人)	200,957	207,000
	幅員2m以上の歩道を設置している市道の整備延長(km)	48.4	53.5
	さぬき浜街道の整備区間の通過にかかる所要時間(分)	6	5
	老朽管の更新延長(m)	9,040	12,010
	基幹管路などの整備延長(m)	11,140	15,740
	浄水関連施設の耐震化箇所数(箇所)	30	62
	下水道(公共下水道・農業集落排水)普及率(%)	45.8	47.3
	水洗化率 ①公共下水道 ②農業集落排水(%)	①94.5 ②79.9	①95.0 ②82.0
	公共下水管の整備延長(km)	331.5	344
	合併処理浄化槽の設置補助基数(基)	5,046	7,200
	認定農業者数(人)	86	100
	農業生産法人数(法人)	5	15
	水田の利用集積率(%)	10	15
	遊休農地の面積(ha)	153	110
	漁業士認定数(人)	9	11
	海面漁業生産量(t)	493	542
	中小企業などへの融資件数(件)	44	60
	小売業・卸売業の年間商品販売額(億円)	2,078【H19】	2,150【H26】
	工業製造品の年間出荷額(億円)	2,357【H21】	2,450【H27】
	市を訪れた観光客数(万人)	179	185
	市内宿泊施設の宿泊者数(万人)	27	33
有効求人倍率(倍)	0.73	1.10	
小売業・卸売業事業所数(事業所)	1,206【H19】	1,250【H26】	
工業事業所数(事業所)	179【H21】	185【H27】	

柱	達成度を測るための指標	基準値【H22】	目標値【H28】
Ⅲ.誰もが健康で安心して暮らせるまちを創る	災害時の防災拠点となる公共施設の耐震化率(%)	64.6	90.0
	民間住宅耐震対策にかかる支援件数 ①耐震診断 ②耐震改修工事(件)	①17 ②6【H23】	①100 ②32
	防潮壁の整備延長(km)	2.3【H23】	3.3
	地域の自主防災訓練の参加人数(人)	3,000	4,000
	市内の火災発生件数(件)	45	35
	住宅用火災警報器の設置率(%)	51.4	90.0
	耐震性防火水槽の設置基数(基)	55	58
	救急救命士の資格を有する消防職員数(人)	36	45
	応急手当普及講習の受講者数(人)	11,000	26,000
	市内の交通事故発生件数(件)	1,499	1,440【H27】
	高齢者在宅福祉サービスの利用者数(人)	19,571	19,900
	介護予防一次予防事業又は介護予防二次予防事業の参加者数(人)	10,857	12,000
	老人クラブ加入率(%)	26.6	27.0
	施設入所、入院から地域生活へ移行した人数(人)	—	43
	就労移行支援事業を利用して一般就労した人数(人)	—	15
	国民健康保険にかかる地域差指数	1.133【H23】	1.100未満
	健康診査受診率 ①特定健診 ②各種がん検診(%)	①34.1 ②22.4	①65.0 ②40.0
乳幼児・妊婦健康診査受診率 ①乳幼児(3か月・1歳6か月・3歳児) ②妊婦(%)	①94.6 ②86.7	①100 ②92.0	
若返り筋トレ教室の会員数(人)	338	500	
Ⅳ.心豊かな人が育ち誰もが生きがいを感じるまちを創る	隣保館の利用者数(人)	7,061	8,000
	市役所における女性管理職の割合(%)	9.1	20.0
	審議会等委員の女性登用率(%)	25.7	40.0
	女性のいない審議会等の割合(%)	18.4	0
	特別保育の実施箇所数 ①延長保育 ②病児病後児保育(箇所)	①10 ②0	①12 ②1
	耐震化の完了した保育所の割合(%)	50	100
	ファミリー・サポート・センターの登録者数(人)	146	600
	青い鳥教室の入会待機児童数(人)	0	0を維持
	学校施設の耐震化率(%)	66.9	100
	学力調査における全国平均との差 ①小学校3～6年生 ②中学校1・2年生(点)	①0 ②-0.6	①5.0 ②5.0
	学校給食での残菜率 ①小学校 ②中学校(%)	①5.8 ②8.0	①5.0 ②7.0
	学校給食での産地消費率 ①丸亀産 ②県内産(%)	①7.7 ②29.9	①10.0 ②35.0
	市民講座の開催数(講座)	23	30
	モデルとなる地域づくりの取組を紹介した件数(件)	0	25
	図書館の入館者数(人)	457,374	480,000
	児童図書の貸出冊数(冊)	328,908	350,000
	丸亀市民球場(仮称)の利用者数(人)	—	80,000
スポーツ施設の利用者数(人)	613,925	625,000	
Ⅴ.自治・自立のまちを創る	市ホームページへのアクセス件数(件)	507,031	570,000
	ICT(情報通信技術)研修の参加者数(人)	59	200
	職員の情報セキュリティ研修参加者数(人)	14	300
	ネットワークに登録した市民活動団体数(団体)	56	120
	NPO法人認証数(団体)	29	40
	コミュニティセンターの利用者数(人)	266,063	277,000
	「コミュニティまちづくり計画」を策定済の地区数(地区)	12	17
	中学校生徒の海外交流都市への派遣数(人)	318	400
	経常収支比率(%)	84.4	91.0
	市税徴収率(%)	93.09	94.00
	競艇事業収益率(%)	103.23	104.00
	市役所の職員数(人)	963	900【H27】
	派遣研修などの受講者割合(%)	33.9	35.0